

内部留保に関する検証¹

——同族会社における留保金課税の観点から——

川口 真一

【要旨】

本稿の目的は、同族的な企業ほどストックベースの内部留保を保有する傾向が強いことを明らかにしたうえで、留保金課税の観点から政策提言することにある。

本稿では、「役員の持株比率が高い同族的な企業ほどストックベースの内部留保を保有している」という仮説を企業財務のパネルデータを用いて検証を行った。その結果、ストックベースの内部留保率に対して、役員の持株比率が正の変動要因になることが明らかとなり、本仮説は支持された。これらの検証結果より、同族経営者は会社組織を利用した方法でその利益を享受し、利益分配において他の株主に不利益を与えている可能性を示唆できる。

以上のことから、本稿では節税目的や会社組織を利用した利益享受のため内部留保を蓄積している同族会社に対して、留保金課税を強化することを提案する。留保金課税の強化により、同族会社の役員や利害関係者が会社内に実質的な個人資産として利益を蓄えることを抑制することができる。また、留保金課税により個人企業と同族会社との税負担の公平性を確保することも可能となる。

【キーワード】 内部留保, 同族会社, 留保金課税

¹ 本稿の作成にあたり、立正大学経済研究所による研究助成（2015年度）を受けた。

【目次】

はじめに

1. 留保金課税制度の変遷と機能
2. ストックベースの内部留保に関する検証
 - 2.1. データ
 - 2.2. 分析モデル
 - 2.3. 検証結果とその解釈
3. おわりに

参考文献

はじめに

近年、同族会社に関する税制が大きく改正されている中で、留保金課税は減税の方向に向かっている。(役員以外の)給与所得者の立場からみれば、利益を配当に回さず会社にプールし、会社名義の高級車などを買って実質的に個人のために使用するような同族経営者がいるのは釈然としない。しかしながら、留保金課税は法人税を支払った後の利益に対する二重課税であり、財務基盤の弱いベンチャー企業を育成する必要性からも廃止はやむなしとして、縮小の方向へ向かっているのである。

2006年度の税制改正では、留保金課税の大幅な見直しが図られ、課税対象となる同族会社の定義が大きく狭められた。さらに、2007年度の税制改正では、中小企業にとっては資金の確保や信用力向上などを図るために利益の内部留保が不可欠であるとして、資本金1億円未満の企業は留保金課税の適用から除外された²。2006年度経済財政白書における配当増減の要因分析によると、負債比率が高い企業ではなるべく配当を抑えて内部留保を積み増す傾向が示されている。つまり、財務状況の悪い企業ほどフローベースの内部留保を増やす傾向が指摘されている。以上のような経緯の中で、主に企業財務の健全化という観点から留保金課税の縮

² これらの税制改正により留保金課税の対象となる企業は激減した。詳しくは第1章で取り上げている。

小、廃止が検討されてきた。

留保金課税の重要な機能として、間接的に配当を促進することがあげられる。同族会社に対して配当の促進が望ましいのは、利益の分配経路の歪みが修正されることで、資源の効率的配分が改善されるからである。本来、法人の所得は配当されることにより、個人段階で他の所得と合算され総合課税されることを建前としている。しかし、わが国の法人税と所得税の調整は十分ではなく二重課税が生じるため、同族会社では配当すべき所得を内部留保にまわすことで節税を図るインセンティブを持つと考えられる。さらに、利益を役員への給与や配当として分配するのではなく会社内にプールし、その資金で役員等の利害関係者が個人使用を目的として福利厚生施設や車両設備などを購入している可能性もある。このような傾向は、経営者が株主総会などの意思決定機関をコントロールできる同族的な企業ほど多くみられると考えられる。つまり、役員と出資者の利害関係の強い同族会社においては、利益分配は必ずしも配当や役員報酬・賞与に限定されず、会社組織を利用した方法で利益が享受されていると推測されるのである。

留保金課税については、川口(2008)において役員持株比率が高い企業ほどフローの内部留保率が高いことを指摘している。分析では、企業は税法上適用可能な限り役員報酬を計上し、それを超えた部分について内部留保として計上することが税制上有利となることを明らかにしている。その理由は、例え留保金課税が適用される同族会社であったとしても、留保控除額が高く設定されているため、企業全体の税負担で考えると、配当として分配するよりも内部留保する方が有利になるからである³。つまり、留保金課税が十分に機能していないため、同族会社ほど利益を内部留保に回しているという結果が得られている。

しかしながら、この論文では借入制約のある企業がフローの内部留保を高めている可能性を完全には排除できないため、ストックベースの内部留保に着目する

³ 同族会社の留保金課税(2006年度税制改正)

各事業年度の留保所得から、①資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、②所得などの金額の40%相当額(中小企業は50%)、③年2000万円、のうち最も多い金額を控除した金額に対して、次の税率で課税される。〔年3000万円以下:10%、年3000万円超:15%、年1億円超:20%〕

必要があった。つまり、役員持株比率が高い企業ほどストックベースの内部留保が高いことを明らかにすれば、同族会社が節税目的や会社組織を利用した利益享受のために内部留保を蓄積している可能性を示唆できる。

したがって、本分析では「役員持株比率が高い同族的な企業ほどストックベースの内部留保⁴を保有している」という仮説を立て、これを検証することにした。具体的には、ストックベースの内部留保率に対して、役員持株比率が正の変動要因になることをパネルデータにより明らかにする。この検証により、特に同族会社は利益を内部にプールする傾向が強いことを示したい。結論として、同族会社の役員や利害関係者が会社内に実質的な個人資産として利益を蓄えることを抑制するためには、改めて留保金課税を強化する必要があることを提言する。

1. 留保金課税の変遷と機能

1950年のシャープ勧告では、法人擬制説的な考えに立ち、内部留保は全て株主に帰属するものとして、それが現実に配当されるまで間の株主個人に対する所得税の遅延利息として同族、非同族を問わず積立金残高に対して2%の積立金課税を行うものとした。ただし、同族会社については、その株主は通常少数であり、その所得税の限界税率は通常、法人税率を上回っているという前提に立って、積立金課税を7%とした。この積立金制度は、不当な留保金に対する課税という考えに基づくものではなく、純粹に所得課税延期に対する利子としての課税であった。ところが、非同族会社に対する積立金課税は1951年には廃止され、同族会社についてのみ5%の税率で存続された。この同族会社への課税についても1954年の改正で積立金課税から当期利益のうち留保したものについて10%の税率で課税する制度に変更された。そして、1961年には、同族会社の内部留保に対して10%から20%の累進税率が導入された。

近年では、2000年に同族会社の留保金課税の特例として、創設・設立後10年以内の中小企業者及び新事業創出促進法の認定事業者については2年間の適用停

⁴ 本稿では、任意積立金をストックベースの内部留保と定義し、任意積立金を資本金で割った値をストックベースの内部留保率としている。

止が認められた。

2002年には、同族会社の留保金課税の軽減措置として、試験研究費及び開発費の合計額の収入金額に対する割合が3%を超える一定の中小企業が留保金課税の不適用措置の対象に加えられ、中小法人に係る留保金課税の税額については5%軽減された。また、2003年の税制改正では、自己資本比率が50%以下の中小法人については、留保金課税を適用しない措置が講じられた。このように留保金課税の対象となる企業や留保控除額については、租税特別措置や税制改正によって様々な変更がなされたのである。

2006年度税制改正においては、それまでに行われた法人税率と所得税率の改正や企業の実態を踏まえて留保金課税制度の抜本的な見直しが行われた。具体的には、留保金課税の対象となる同族会社について、三つの株主グループから一つの株主グループによる判定へと緩和された。すなわち、この制度の課税対象となる同族会社は、同族関係者三グループでその法人の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上を保有する法人であったが、同族関係者一グループで株式等50%以上を保有する法人(特定同族会社)に限定されることになったのである。また、それに伴い留保控除額も引き上げられている。2006年11月15日における税制調査会グループ・ディスカッションでは、企業の前向きな発展には自己資本比率を上げていくことが重要であるため、留保金課税廃止は廃止すべきであるとの意見が出されている。すなわち、負債比率の高い企業は内部留保を充実させようとしており、それを阻害する課税制度は企業の発展を妨げると考えられているのである。

さらに、2007年の税制改正では、特定同族会社(1株主グループの持株割合等が50%を超える会社)の留保金課税制度について、適用対象から資本金が1億円以下の中小企業を除外した。しかしながら、依然として、同制度については企業の財務基盤の強化を阻害する面が残っているとの指摘がなされている。課税当局は、経済活性化の観点から、資金調達面での制約を受ける中小企業の資本蓄積を促進していくことが重要になっており、ベンチャー等の技術革新を支援し、競争力強化を図るといった政策的要請があることから、今後も留保金課税制度のさらなる見直しを検討すべきであるとしている。与党である自由民主党の「平成19年

度税制改正大綱」においても、留保金課税制度や特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度等についての基本的な考え方として、「経済活性化・国際競争力の強化の中で、中小企業はわが国経済の基盤となって産業競争力を支えている。中小企業の発展のためには、資金調達面での制約を受ける中小企業の財務基盤の強化を図ることが重要である。」としている。

以上のように、2006 年、2007 年の税制改正は留保金課税が適用される同族会社を大幅に限定するものであり、実質的には留保金課税の廃止に向けた措置と捉えることができる。実際に、図表 1、図表 2 の「税務統計から見た法人企業の実態」を比較すると、留保金課税の対象となる企業は、2005 年度は 2,439,929 社、全企業に占める割合は約 94.6% であったのに対して、2008 年度では 6,821 社、全企業に占める割合は約 0.3% と大きく減少している。それに伴い留保金課税から得られる税収も 2005 年度の約 1851 億 4600 万円から 2008 年度の約 414 億 7700 万円へと大幅に減少した。

租税論の観点からは、効率性の観点から留保金課税を機能させることが重要である。なぜなら、留保金課税には間接的に配当を促進するという機能があるからである。法人の所得は配当されることにより、個人段階で他の所得と合算され総合課税されることになるが、わが国の法人税と所得税の統合は必ずしも十分ではないため、二重課税が生じている。そこで、企業は二重課税を避けるため配当とすべき所得を内部留保することで税負担の軽減を図る可能性がある。さらに、内部留保と配当を比較すると、配当控除額⁵が留保控除額を上回らない限り留保の方が有利となる。このような傾向は、特に経営者（役員）と所有者（株主）の両方の税負担を考慮する同族会社ほど強いと推測される。以上のような節税が行われた場合、企業の利益分配に歪みが生じることになる。これを是正するために、一定額を超える内部留保に対して課税を行うことは経済学的にも正当化される。

また、個人企業と同族会社との税負担の公平性を保つうえでも留保金課税は重要な機能を持つ。個人企業の獲得した所得は個人所得税によって課税されるため、最高税率が適用された場合、同族会社にかかる法人税率よりも限界税率は高くな

⁵ わが国の制度では、課税総所得 1,000 万円をボーダーとして、10% と 5% の 2 段階の固定的控除率を設定している。

図表 1 同族会社の資本金階級別比率

資本金	同族会社	全企業	同族会社の割合	留保税額
1 億円未満	2,426,700 社	2,542,470 社	95.45%	95,372 百万円
1 億円以上 5 億円未満	11,603 社	27,926 社	41.55%	45,095 百万円
5 億円以上 10 億円未満	855 社	3,013 社	28.38%	12,992 百万円
10 億円以上 50 億円未満	675 社	4,434 社	15.22%	23,049 百万円
50 億円以上 100 億円未満	60 社	965 社	6.21%	3,098 百万円
100 億円以上	36 社	1,281 社	2.81%	5,540 百万円
合計	2,439,929 社	2,580,089 社	94.57%	185,146 百万円

[出所] 国税庁企画課「2005 年度分 税務統計から見た法人企業の実態」より作成。

図表 2 特定同族会社の資本金階級別比率

資本金	特定同族会社	全企業	特定同族会社の割合	留保税額
1 億円未満	—	2,559,334 社	0%	0 円
1 億円以上 5 億円未満	5,675 社	27,968 社	20.29%	20,317 百万円
5 億円以上 10 億円未満	539 社	2,390 社	22.55%	5,456 百万円
10 億円以上 50 億円未満	526 社	4,418 社	11.91%	8,626 百万円
50 億円以上 100 億円未満	49 社	951 社	5.15%	2,222 百万円
100 億円以上	32 社	1,299 社	2.46%	4,856 百万円
合計	6,821 社	2,596,360 社	0.26%	41,477 百万円

[出所] 国税庁企画課「2008 年度分 税務統計から見た法人企業の実態」より作成。

る。よって、個人企業との公平性を保つため、同族会社が一定額を超える利益を留保した場合、その超えた部分に対して 10% から 20% の留保金課税が適用されてきた。

以上のような本来の留保金課税の役割を果たすためには、さらなる縮小や廃止を推し進めるべきではない。仮に、政府税制調査会が主張するように企業の財務状況を考慮するならば、留保金課税の縮小・廃止ではなく、負債比率などを考慮した留保金課税を設計すべきであろう。それに伴って大幅な税制改正前の留保金課税から得られた税収分を再度確保することができる。

2. スtockベースの内部留保の検証

2.1. データ

本分析で使用するデータは「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」の株式非公開企業の 6 年間のパネルデータ (2002 年度から 2007 年度) である。これらの資本金階級割合については図表 3 に示している。これによると、資本金階級では 1 億以上 10 億円未満の企業が 8 割近くを占めていることが分かる。

ここで、検証で用いるデータとその算出方法を述べる。まず本分析では、任意積立金を資本金で割った値を内部留保率 A、一般的に内部留保と言われる利益剰余金を資本金で割った値を内部留保率 B と定義する。

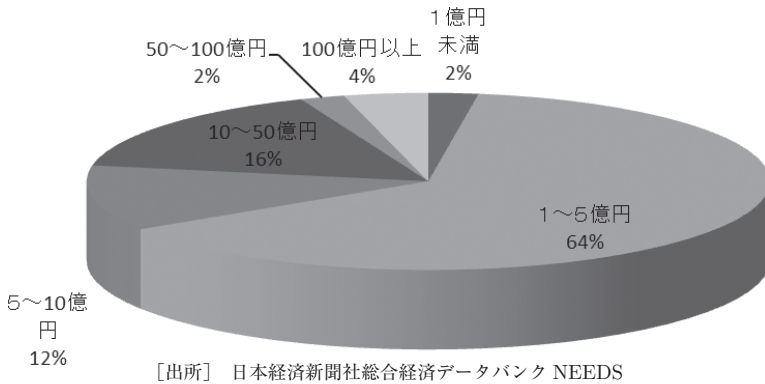
$$\text{内部留保率 A} = \text{任意積立金} \div \text{資本金} \cdots (1)$$

$$\text{内部留保率 B} = \text{利益剰余金} \div \text{資本金} \cdots (2)$$

次に、企業の財務状況を示す指標として、有利子負債比率を以下の (2) 式のように定義する。この指標は、利払いや返済の必要な有利子負債が総資産に占める割合を示しているので、その値が低いほど財務の安定性が高いと言える。

$$\text{有利子負債比率} = \text{有利子負債} \div \text{総資産} \cdots (3)$$

図表 3 資本金階級別割合



また、以下の(4)式のように、役員持株数が総株式数に占める割合を役員持株比率と定義する。この変数は全株式発行数に対する役員持株数の比率であり、この値が高いほど同族会社は利益分配をコントロールしやすいと考えられる。

$$\text{役員持株比率} = \text{役員持株数} \div \text{全株式発行数} \cdots (4)$$

2.2. 分析モデル

本分析では、「役員持株比率が高い同族会社ほどストックベースの内部留保を保有している」という仮説を計量的に検証する。推計するモデルを以下のように設定する。

$$R_{i,t} = \alpha_1 + \beta_1 D_{i,t} + \gamma_1 ROA_{i,t} + \delta_1 \ln SALE_{i,t} + \zeta_1 IBL_{i,t} + \eta_1 GOR_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \cdots (5)$$

まず(5)の推計式は、株式非公開企業全体として役員持株比率がストックベースの内部留保率に与える影響を検証するものである。被説明変数のRはストックベースの内部留保率であり、添え字iは企業、tは期間を示している。また、説明変数のDは役員持株比率、ROAは総資本事業利益率、lnSALEは売上高の対数、IBLは有利子負債比率、GORは売上高増減率、 ε は誤差項を示している。(5)式

の説明変数の中で検証変数となるのは役員持株比率であり、それ以外の説明変数である総資本事業利益率、売上高の対数、有利子負債比率、売上高増減率はコントロール変数である。

2.3. 推定結果とその解釈

本分析では、検証にあたり 2002 年度から 2007 年度のパネルデータを用いており、図表 4 には使用した 6 年間のプールデータの基本統計量を示している。なお、サンプルサイズがそれぞれ異なるのは、欠損値が存在するためである。それぞれの推定結果をみると、Hausman Test の結果、すべてにおいて固定効果モデルが選択されたため、その分析結果を示した。

図表 5 の推定結果をみると、内部留保率 A を被説明変数としたケースでは、役員持株比率のパラメータ β_1 は正で有意な値 (10.8469) となり、仮説通りの結果であった。また、内部留保率 B を被説明変数としたケースでは、パラメータ β_1 は有意な値にはならなかった。次に、総資産利益率のパラメータ γ_1 は内部留保 B のみ負で有意な値 (-2.7364) となり、ROA の値が高い企業ほど内部留保率 B が低いという結果となった。これらの結果から、ROA の高い企業ほど一般的な内部留保 (利益剰余金) の比率が小さいため、積極的に投資や配当などに回していると考えられる。また、資本規模を表す売上高の対数のパラメータ δ_1 は、内部留保率

図表 4 記述統計量

	サンプル サイズ	平均値	標準偏差	最小値	最大値
内部留保率 A	1790	8.8345	20.6190	0.0001	231.7646
内部留保率 B	2458	0.3634	172.0740	-4238.5	1279.13
役員持株比率	1763	0.3230	0.6167	0.00000008	0.6298
総資本事業利益率(%)	2448	1.9044	9.4039	-132.82	66.05
売上高の対数	2504	9.8993	1.0158	6	12
有利子負債比率	2518	0.3230	0.8840	0	14.991
売上高増減率(%)	2434	62.6002	1499.5510	-99.96	48700

図表 5 ストックベースの内部留保率の推定

	内部留保率 A	内部留保率 B
役員持株比率	10.8469*** (2.57)	8.3200 (0.17)
総資本事業利益率	-0.0376 (-0.80)	-2.7364*** (-7.22)
売上高の対数	-0.2585 (-0.40)	19.7300*** (2.71)
有利子負債比率	-13.6863*** (-8.80)	-394.1945*** (-60.62)
売上高増減率(前年度比)	0.0022 (1.03)	0.0013 (0.86)
定数項	16.9332*** (2.57)	-59.0074 (-0.80)
標本数	1392	1704
自由度修正済み R ²	0.0686	0.7359
Hausman 検定	11.10 (0.0495)	475.31 (0.00)
F 検定	98.26 (0.00)	6.59 (0.00)
モデル	固定効果モデル	固定効果モデル

注 1

* は 10% 有意, ** は 5% 有意, *** は 1% 有意.

注 2

説明変数の () 内は t 値, Hausman 検定・F 検定の () 内は p 値.

A のケースは有意な値ではなく、内部留保率 B のケースでは正で有意な値 (19.73) となった。つまり、資本規模の大きい企業ほど、一般的な内部留保 (利益剰余金) の比率が高いことを意味している。有利子負債比率のパラメータ ζ_1 については両ケース共に負で有意な値 (-13.6863, -394.1945) となったため、財務の安定性が高い企業ほど、利益剰余金と任意積立金の比率が高いことが示された。最後に、企業の成長性を表す売上高増減率のパラメータ η_1 は、両ケースともに有意な値とはならなかった。

3. おわりに

本稿では、「役員持比率が高い同族的な企業ほどストックベースの内部留保を保有している」という仮説を検証した。パネルデータを使用した分析の結果、仮説は支持された。これらの検証結果により、同族経営者は会社組織を利用した方法でその利益を享受し、利益分配において他の株主に不利益を与えている可能性を示唆できる。

尚、本稿において、ストックベースの内部留保を利益剰余金ではなく任意積立金と定義した。なぜなら、任意積立金は株主総会や取締役会で任意に決定することが出来るため、同族会社にとって利益の蓄積が比較的容易な積立金と考えられるからである。

川口(2008)では、同族的な企業ほどフローベースの内部留保率が高いことを指摘している。つまり、留保金課税が適用される同族会社であっても留保控除が大きいことから、留保金課税の機能が十分に発揮されていない可能性が示唆されている。しかし、単に控除額を縮小・廃止するだけでは、資金制約や財務基盤に問題のある企業にも留保金課税の負担を強いることになる。そこで、負債比率を考慮した留保控除額を設定することで企業財務上の問題を解決することができる。具体的には、負債比率の高さに比例した控除額を設定し、財務が不安定な同族会社の税負担を軽減する方法である。

以上のことから、本稿では節税目的や会社組織を利用した利益享受のため内部留保を蓄積している同族会社に対して、留保金課税を強化することを提案する。留保金課税の強化により、同族会社の役員や利害関係者が会社内に実質的な個人資産として利益を蓄えることを抑制することができる。また、留保金課税により個人企業と同族会社との税負担の公平性を確保することも可能となる。

最後に実証分析による問題点を指摘しておきたい。本分析で使用した財務データでは、有価証券報告提出会社の株式非公開企業であるため、同族会社の中でも比較的規模の大きい企業が多く含まれている。本来であれば、同族会社が大部分を占める規模の小さい中小企業のサンプルが多いほど、より同族会社の実態に迫

ることが可能となる。そのためには、本稿で使用した「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」だけでなく、様々な財務データを用いた分析が必要であるが、それは今後の課題としたい。

【参考文献】

- Ozkan, A and N. Ozkan (2004) “Corporate cash holdings: An empirical investigation of UK companies,” *Journal of Banking and Finance* 28(9), 2103–2134.
- Fuest, C and A. Weichenrieder (2002) “Tax competition and Profit Shifting: On the Relationship between Personal and Corporate Tax Rates,” CESifo working paper, No. 781.
- 上野陽一・馬場直彦 (2005) 「わが国企業による株主還元策の決定要因：配当・自社株消却のインセンティブを巡る実証分析」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No. 05-J-6.
- 川口真一 (2008) 「同族会社の留保金課税に関する実証研究」『財政研究』第4巻，有斐閣，131～147頁。
- 川口真一 (2013) 「ストックベースの内部留保と留保金課税」『CUC [View & Vision]』No. 35，59～64頁。
- 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm>
- 財務省「法人企業統計」
<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/index.htm>
- 武田昌輔 (1985) 「中小企業課税の問題点」『租税法研究』第13号，1～39頁。
- 田近栄治・八塩裕之 (2005) 「税制と事業形態選択——日本のケース——」『財政研究』第1巻，有斐閣，177～194頁。
- 内閣府 (2006) 『平成18年度年次経済財政報告』2006年。
- 平石雄一郎 (1981) 「留保金課税のあり方について」『税経通信』vol. 36，96～101頁。
- 山口孝浩 (2005) 「役員賞与・役員報酬を巡る問題——改正商法の取り扱いを問題提起として——」『税務大学校論叢』(48)，税務大学校，169～270頁。